

いただいた意見を考慮した結果

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	事業の対象者について	要支援、要介護状態になる時期を遅らせるためには、65 歳より前の年齢を事業の対象にすべきではないか。	D	本事業は、介護保険法に基づいて行われるものであり、本事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等を対象に実施すること、一般介護予防事業の対象者は第1号被保険者(65歳以上)としているため対象年齢は65歳以上としています。ただし、健康寿命の延伸を図ったり、要介護状態に陥ることを先延ばしにするために、65歳未満から日常的に体を動かす習慣を身につけることは重要な要素であると認識しており、今回いただいたご意見を庁内関係機関と共有を図っていきます。	
2					
3					
4					
5					